

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告 富田林

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年９月３日

大阪法務局富田林支局
登記官 畑山 尚江

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第１２２３－２０２５－０００６号	大阪府藤井寺市国府二丁目１５１番甲３
第１２２３－２０２５－０００７号	大阪府藤井寺市国府二丁目１５３番３
第１２２３－２０２５－０００８号	大阪府藤井寺市国府二丁目１５３番４
第１２２３－２０２５－０００９号	大阪府藤井寺市国府三丁目８８番６
第１２２３－２０２５－００２８号	大阪府藤井寺市沢田三丁目６２９番
第１２２３－２０２５－００２９号	大阪府藤井寺市沢田三丁目６３３番
第１２２３－２０２５－００３０号	大阪府藤井寺市沢田三丁目６３８番１
第１２２３－２０２５－００３１号	大阪府藤井寺市沢田三丁目６７０番
第１２２３－２０２５－００３２号	大阪府藤井寺市沢田四丁目５６２番２